

令和6年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会・議事録

日 時 令和6年8月27日(火)
午後6時30分～7時35分
場 所 石狩市役所5階 第1委員会室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 会長・副会長選出選任
- 4 諮 問
- 5 審 議
(1) 石狩市国民健康保険税の改定について
- 6 報 告
(1) 令和5年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて
(2) 令和5年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

出席者(9名)

会 長	築 田 敏 彦	副会長	西 本 真 典
委 員	堀 内 秀 和	委 員	町 口 知 子
委 員	中 野 宏 子	委 員	我 妻 浩 治
委 員	高 松 雄一郎	委 員	松 永 雅 和
委 員	木 村 晶 子		

事務局(9名)	石狩市長	加 藤 龍 幸		
	健康推進部長	市 園 博 行	国民健康保険課長	新 関 正 典
	納税課長	渡 邊 史 章		
	国民健康保険課			
	賦課・資格担当主査	中 田 学	給付担当主査	中 野 映
	給付担当主事	藤 井 憂 衣		
	健康推進課			
	成人健康支援担当主査	岩 本 瑞 恵	同担当主任保健師	新井田 晶
	同担当主任管理栄養士	黒 田 さとみ		

傍聴者 0名

《令和6年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会》

開 会（18：30）

○事務局（新関課長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

それでは、これより「令和6年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

今年5月末をもって前運営協議会委員の任期が満了いたしまして、本日は新たに委員として石狩市長より委嘱させていただきます最初の協議会の開催となります。会議次第2の委嘱状の交付につきまして委員皆さまの机上に配布させていただいておりますので宜しくお願いします。

委嘱状交付に際し、石狩市長 加藤龍幸より委員の皆さまにご挨拶させていただきます。

○加藤石狩市長

皆さんおばんでございます。

皆さま方お忙しい中、夕刻の遅い時間からの開催にも関わらず、ご出席いただきましたことを厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。また、この審議会の委員をお引き受けいただいたことにつきましても、感謝を申し上げます。そして3年間の任期となりますがよろしく願いできればと思っております。

皆さまご承知のとおり、我が国においては、国民皆保険制度の下、全国民が医療保険に加入することで、一定の負担割合で安心して医療が受けることが可能となっており、国民健康保険は社会保険・健保組合など他の健康保険の資格を持たない人が後期高齢者医療制度に移行するまでの間、加入しなければならない地方自治体が運営する公的医療保険となっております。

このような状況の中におきまして、少子高齢化社会の到来による人口減少からくる年齢構成の変化や国保被保険者数の減少、特に都市部を除く市町村では国保会計の運営が難しくなったことから、国は国保の運営主体を市町村から都道府県に移し、将来的には税率、さらには税額を含めた都道府県による完全な一元化に向け、現在段階的な改変を実施しております。また、直近ではマイナンバーカードと健康保険証の一体化、ほかにも令和8年度からは新たに「子ども子育て支援金」を医療保険に負担させるなど、国保を含む医療保険制度は、今日、過渡期を迎えているのではないかと認識しているところであります。

この後、諮問案件がございますが、委員の皆さま方におかれましては、様々な場面において、お力添えを賜いますことをお願い申し上げて、私の挨拶に代えさせていただきます。どうか3年間宜しくお願いいたします。

○事務局（新関課長）

加藤市長ありがとうございました。

続きまして、今回、被保険者を代表する委員として新たに委員になられました、中野宏子委員をご紹介します。

○中野委員

中野と申します。宜しくお願いいたします。

○事務局（新関課長）

それでは、ただいまから「令和6年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

資料は、会議次第のほか、資料1「石狩市国民健康保険税の課税限度額改定について」、資料2「令和5年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算の概要」、資料3「令和5年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について」が本日の資料となっております。お手元がないようでありましたら事務局まで申し出願います。資料の方はよろしいでしょうか。

本日の会議でございますが、委員の過半数が出席されており、石狩市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定に基づき、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。なお、本日は、任期満了となり、会長が不在となっておりますことから、会長選任までの間、事務局により議事進行をいたします。

それでは、早速、会議次第に即して進めてまいります。はじめに会議次第の3の会長選任を行います。会長の選任にあたっては委員の皆さまがよろしければ事務局案を皆さまにお示しさせていただこうと思いますが、委員の皆さま、よろしいでしょうか。

○全委員

(異議なし)

○事務局(市園部長)

はい。それでは私どもから、事務局案といたしまして、本運営協議会にこれまで多大なご尽力いただいております、これまでも会長を務めていただいております築田委員に引き続き会長をお願いしたいと考えてございます。委員の皆さまからは、何かご意見はございますでしょうか。

○全委員

(異議なし)

○事務局(市園部長)

よろしいでしょうか、築田委員、お受けいただけますでしょうか。

(引き受ける旨同意)

○事務局(市園部長)

それでは、築田委員に宜しくお願いいたします。

○事務局(新関課長)

それでは、築田会長にお引き受けいただきましたので、築田会長にはお席を会長席にご移動いただき、以降の議事進行をお願いしたいと思います。

それでは、続いて副会長の選任となりますので宜しく申し上げます。

○築田会長

引き続き会長ということで指名をいただきました。長くやっているだけで何も力はありませんので、皆さんにご協力をお願いして、任期を全うしたいと思いますので、お願いいたします。

それでは、副会長の選任について議題といたしますが、事務局で何か考えはありますか。

○事務局(市園部長)

はい。事務局案としましては、公益を代表される委員として本運営協議会にこれまで多大なご尽力をいただいております、これまでも副会長を務めていただいております西本委員に引き続き副会長をお願いしたいと考えております。

○築田会長

事務局から西本委員との提案いただきましたが、委員の皆さまからは、何かご意見はございませんか。

○全委員

(異議なし)

○築田会長

なければ、西本委員、よろしいでしょうか。

○西本委員

(引き受ける旨同意)

○築田会長

宜しくお願いいたします。それでは副会長は西本委員に決定いたします。

それでは会議を続けたいと思いますが、本日は、「石狩市国民健康保険税の改定について」の諮問をい

ただき、事務局から資料の説明を受けた後、審議を行いたいと思います。また、令和5年度の決算見込みなどの報告事項も予定されておりますので、時間も長くならないよう効率よく進めてまいりたいと思いますので宜しくご協力のほどお願いいたします。

それでは、会議次第のとおり進めていきたいと思いますが、先に会議録署名委員の指名をさせていただきます。松永委員と西本委員のお二人にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは宜しくお願いします。

それでは、議事に入ります。はじめに諮問を受けたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

○事務局（新関課長）

それでは、本日は1議件について本運営協議会に諮問をさせていただきます。加藤市長より会長にお渡しさせていただきます。

○加藤石狩市長

令和6年8月27日、石狩市国民健康保険運営協議会会長築田敏彦様、「石狩市国民健康保険税の改定」について。このことについて、石狩市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、石狩市国民健康保険税条例第2条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額の限度額を「22万円」から「24万円」に改める必要があるため諮問いたします。どうぞ宜しくお願いいたします。

（諮問書を渡す）

○事務局（新関課長）

それでは、加藤市長は次の公務のため、ここで退席させていただきます。

○加藤石狩市長

どうか皆さま宜しくお願いいたします。

（市長退出）

○築田会長

それでは、これより審議に入りたいと思います。「石狩市国民健康保険税の改定について」を議題いたします。なお、議題は石狩市国民健康保険運営協議会規則第3条の協議事項、市長の諮問に応じて答申するもののうち、第2号国民健康保険税に関することとなります。はじめに、事務局から提出されております資料について説明をお願いします。

○事務局（中田主査）

国民健康保険課賦課・資格担当主査の中田と申します。それでは、本日、諮問させていただきました「国民健康保険税の改定」について、私からご説明いたします。

資料1の1、国民健康保険税の課税限度額改定の経過の①の表、本市の課税限度額の推移の表をご覧くださいと思います。本市の課税限度額は、①の表のとおり、段階的に引き上げを行っていき、表の課税限度額の合計額で見ますと、令和3年度から令和4年度までが99万円、令和5年度が102万円、令和6年度104万円となっております。また、地方税法に定められる「法定限度額」は、②の表になります。限度額の合計額で見ますと、令和3年度が99万円、令和4年度が102万円、令和5年度が104万円、令和6年度が106万円となっております。これまで本市の課税限度額の改定につきましては、表の①と②の合計額を見比べていただきますと、法定限度額の改正された翌年度において、法定限度額に合わせた内容で改定しております。

次に、2の課税限度額改定の趣旨についてであります。市町村が行う国民健康保険の保険税の賦課額に関する基準等について、保険税負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を見直すため、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布、令和6年4月1日に施行されております。この改正により、「後期高齢者支援金分」の法定限度額が22万円から24万円に引き上げられたところでございます。本市の課税限度額についても、国における改正

の趣旨を踏まえるとともに、国民健康保険運営の健全化を維持することを目的に、これまでと同様に、国の法定限度額に合わせるため、①の表、課税限度額の改定案のとおり、令和7年度の課税分より後期高齢者支援金分の限度額を2万円引き上げて、課税限度額を22万円から24万円に改定しようとするものであります。この改定によりまして、課税限度額の合計は、現行の104万円から改定後は106万円になるものであります。

次に2ページをご覧ください。表の②については、石狩振興局管内の他市の改定状況となっております。管内の他市の状況を見ますと、国民健康保険の料金を「保険料」としている札幌市及び千歳市については、令和6年度から適用しており、本市と同様に「保険税」としている江別市、恵庭市、北広島市につきましても、令和7年度から改定する予定と聞いております。

次に、3の課税限度額改定による影響についてであります。令和6年8月16日時点での基礎データを使用して推計してみた場合、①の表のとおり、対象世帯6,704世帯のうち、37世帯に影響があるものと想定しております。改定により影響を受ける世帯についてであります。本市の保険税率に当てはめて試算しますと、改定により給与収入や年金収入で約1,282万円、所得ベースですと給与所得や年金所得で約1,087万円の被保険者で課税限度額106万円に達します。また、給与収入や年金収入で約1,190万円、所得ベースですと給与所得や年金所得で約995万円を超える被保険者について、今回の改定による影響があるものと想定しているところであります。また、改定により見込まれる課税増加額は、②の表のとおり、約77万円程度と想定しております。

最後に資料の3ページをご覧ください。こちらは、参考資料として、ただいま説明いたしました地方税法施行令の一部を改正する政令の新旧対象条文を抜粋したものとなっております。説明は以上となります。

○築田会長

ただいま説明がありましたが、この件に関しまして、事前に質疑の照会をしましたところ、特に質疑はございませんでしたが、先ほどの事務局の説明を受け何か質疑ございましたら、手を挙げてお願いしたいと思います。

質問等ありませんか。

○全委員

(質疑の有無確認、質疑なし)

○築田会長

ご質問がなければ、課税限度額改定の是非について審議いたします。課税限度額の改定は、国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平性確保を目的としたものであり、その主旨や本市国民健康保険の財政状況からみて、妥当という判断を過去の協議会においてもしてきたところでありますが、委員の方で、何かご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

○全委員

(意見なし)

○築田会長

意見がないようですので、妥当という結論でよろしいですか。

○全委員

(意見なく同意)

○築田会長

はいそれでは、課税限度額の改定については、妥当という結論といたします。それでは、「石狩市国民健康保険税の課税限度額の改定」の審議については、これで終了したいと思います。よろしいでしょうか。

○全委員

(異議なし)

○築田会長

それでは、諮問に基づきご審議いただきました「石狩市国民健康保険税の改定について」につきましては、本委員会として妥当と判断し、事務局案のとおりとします。答申書については、私に一任して頂く形で市長へ提出したいと思いますよろしくお願いします。

○全委員

(異議なし)

○築田会長

それでは、会議次第の6、報告に入らせていただきます。報告は2つございますが、1番目の「令和5年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算について」と2番目の「令和5年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について」は関連がありますことから、一括して報告を受けることといたします。それでは、事務局から説明願います。

○事務局（中野主査）

国民健康保険課給付担当主査の中野と申します。今後宜しくお願いいたします。それでは私から、令和5年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについてご説明いたします。はじめに、令和5年度の決算についてですが、「資料2 令和5年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算の概要」をご覧ください。本日は事前に資料を配布していますことから、主な点についてのみご説明させていただきます。それでは、1ページをご覧ください。令和5年度における収支の状況になります。歳入合計額は、61億8,221万6千円で、4年度と比較しますと4億1,121万8千円の減となっております。これにつきましては、国保の被保険者数が減少していることから、会計規模が縮小されており、減となったものであります。歳入合計から歳出合計を差し引いた収支は6,924万4千円が剰余金となっており、令和6年度に繰り越しとなっております。また、実質単年度収支については、令和4年度決算については累積赤字分がありましたが、令和4年度をもって累積赤字分を解消しておりますことから、基本的には収支が単年度収支となりますが、今年度は交付金について過剰に交付された116万1千円があることから、6,808万3千円となっております。黒字の主な要因としましては、国民健康保険事業費納付金の前期納付金の精算分等が考えられるところでございます。

2ページをご覧ください。「歳入の状況」についてであります。国民健康保険税の収納率は堅調に推移しておりますが、被保険者数が減少していることから、収納額については8,420万9千円の減となっております。

3ページをご覧ください。道支出金であります。決算見込額は、42億7,045万8千円で、前年度比3億1,488万9千円の減となっております。科目構成は、普通交付金と特別交付金の2つに分かれていますが、普通交付金は後ほど歳出の方で説明いたします保険給付費の全額が交付されるものですが、ほぼこの給付費の減が決算見込み額の減となっております。繰入金の「法定内繰入」についてであります。令和5年度から、産前産後期間相当分を免除する「産前産後保険税」が追加されており、3万3千円となっております。繰入金の減につきましても、被保険者数の減が少なからず影響していると思われます。下段の諸収入金額については、その年度年度の第三者行為、主に交通事故、返納金は労働災害等の案件の大きさにより変わり、何件か大きなものがあつたため、増となっております。また、国庫支出金については、システム改修費等により微増となっております。

次に歳出の状況になりますけれども、4ページをご覧ください。総務費についてですが、前年度と大きく乖離している事業費はありませんが、総務費の事務費や医療費適正化特別対策事業費の200万円から300万円の減について、被保険者数の減少の影響があるものと思われます。

5ページをご覧ください。保険給付費の決算見込額は、42億8,069万5千円で、前年度比3億792万8千円の減となったところであります。減少の理由であります。石狩市の人口構造上、年齢で72歳か

ら76歳の方が多く、ここ数年は70歳から75歳になるまでの方、この層の方は基本的に2割負担であり、保険給付割合が8割となりますが、その被保険者層が多い状況となっておりました。現在、人数の多かった年齢層の方々が、後期高齢者医療制度に移行しているところであるため、保険給付費が大幅に減少しているものと分析しております。個別の経費については表に記載のとおりとなっており、保険給付費については全額が普通交付金で収入されるため、会計の収支への影響はありません。

6ページから7ページにかけての保健事業費についてであります。後ほどデータヘルス計画の実施状況のところでご説明いたしますが、第二期データヘルス計画の最後の年であるため、事業的には大きな変更点はございませんが、この協議会においてもご審議いただきましたが、第三期データヘルス計画策定の年であったことから、特定健康診査等事業費について増となっているところでございます。また、「脳ドック、人間ドック検査」についてですが、令和5年度の実施状況についてご報告させていただき、申請者の全員当選には至りませんでした。ドック検査を希望する方の多くに受診券を送付することができた旨報告させていただきましたが、令和6年度につきましては、申請者の全員当選に至った旨ご報告させていただきます。

最後に7ページ一番下になりますが、令和4年度で赤字を解消したため、令和5年度は0円となっております。

以上が、令和5年度の決算についてであります。5年度におきましては黒字となっておりますが、国民健康保険事業費納付金の前期納付金の精算分等の調整されていた分がなくなる等の影響により、令和6年度につきましては当初予算作成時に基金積立金を取り崩すことを前提に、予算が組まれております。また、保険税や保健事業の統一化などの過渡期を迎えており、今後の国民健康保険事業特別会計の運営は厳しくなっていくものと思われませんが、国や都道府県の動向を注視しながら、運営を行ってまいりたいと存じます。私からは以上になります。

○事務局（岩本主査）

それでは、次の令和5年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況についてご説明いたします。私は、健康推進課成人健康支援担当主査の岩本と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。それでは最後の資料3をご覧ください。資料では、左端の項目①から⑤までが重点保健事業、⑥と⑦がその他保健事業として実施したものです。それでは、表右端の評価指標を中心にご説明させていただきます。

はじめに、1ページ①特定健康診査受診勧奨事業であります。実施状況は記載のとおりとなっております。資料の右端、評価指標の欄をご覧ください。実施目標は「対象者への通知率を100%」と掲げ、実績として抽出した対象者全員に通知することができ、目標は達成できたところであります。成果目標の「特定健診受診率の対前年度2ポイント向上」については、資料に記載のとおり、本年7月末現在の速報値は26.9%となっており、対前年度1.3ポイント向上しました。2ポイント向上には至らなかったものの、受診率は過去最高となっております。コロナ後の受診復帰のほか、情報提供事業の普及促進に向けた取り組み、それからはがきと電話による勧奨事業を実施したことが受診率向上につながったと考えております。しかしながら、国や道の平均と比べますと石狩市はまだ低い状況にありますので、引き続き受診率向上に向けた取り組みを継続していきたいと考えております。

次に表の下②特定保健指導事業であります。実施状況は記載のとおりとなっております。実施目標は「対象者への指導実施率40%以上」のところ、本年7月末現在の速報実績値では、48.9%となっており、目標を達成しております。成果目標は2つ掲げております。ひとつは「特定保健指導実施率を対前年度2ポイント向上」という目標に対し、1.9ポイントの向上の見込みとなっており、目標値にわずかに届きませんでしたが、管内では高い実施率を保っております。もうひとつの成果目標「指導後の生活習慣改善率40%以上」については、本年7月末現在、47.2%となっております。こちらは令和5年度の全評価が終了後改めて算出する予定でございます。

次は2ページとなります。③糖尿病性腎症重症化予防事業です。実施状況は記載のとおりとなってい

ます。実施目標は「対象者への指導実施率を6年間で20%以上、単年換算3.3%」であります。実績は単年度で1.5%となり、目標に達していない状況となっております。成果目標は2つ掲げまして「指導対象者の生活習慣改善率」、「検査値改善率」を毎年度それぞれ70%以上としております。令和5年度の重症化予防プログラムへの参加者は4名となっており、生活習慣については全員に改善が見られましたが、検査値改善率については、50.0%となり、目標には届きませんでした。糖尿病性腎症重症化予防事業の保健指導については委託により実施しておりますが、検査数値改善に向けた指導を継続していく必要がありますことから、今年度からプログラムが修了された方のフォローアップも実施しております。

次に下の段の④受診行動適正化指導事業であります。実施状況は記載のとおりとなっております。実施目標「対象者への通知率100%」に対し、全員に通知することができ、目標は達成できたところであります。成果目標は「対象者への指導実施率を毎年度80%以上」に対し、ちょうど80%の指導実施率となり、目標を達成しております。

次に3ページをご覧ください。⑤健診結果重症化予防対策事業であります。実施状況は記載のとおりです。実施目標「支援実施率100%」に対し、抽出した対象者全員に通知することができ、目標は達成できたところであります。成果目標①「通知後3か月以内の医療機関受診率」については、毎年度90%以上と掲げており、7月末現在88.2%となっております。目標には至りませんでしたが過去最高の割合に達しており、引き続き支援を実施してまいります。成果目標②「対象者の医療機関受診率20%以上」については、7月末現在の実績値は8.1%となっております、こちらも引き続き支援を継続し早期治療につなげてまいります。

次に、その他保健事業として実施した2事業について報告いたします。3ページの⑥となります。ジェネリック医薬品普及促進事業であります。実施状況は記載のとおりです。成果目標は「普及率80%以上」としており、5年度の年間平均における普及率は86.3%となり、目標達成を継続中です。これは、全道平均の83.0%を上回り、また石狩管内でも本市は最も高い普及率となっております。これまで行ってきた周知や差額通知の発送、医療機関や薬局のご協力がこの結果に繋がったものと考え、これらを継続することで普及率のさらなる維持向上を図ってまいります。

次のページ、4ページとなります。最後に⑦こころの健康づくりに関する知識の普及啓発事業です。実施状況は記載のとおりです。成果目標は「こころの相談などの情報を知っている者の割合50%以上」で、令和5年度に実施した「健康意識等に関するアンケート調査」では56.6%が「知っている」と回答しており、令和2年度に実施した中間評価時点より増加しております。必要な方に広く情報を届けるため、国保通知用封筒の裏面に、こころの相談に関する広報資材を印刷し、二次元コードから厚生労働省の相談窓口のページにリンクできるようにしており、悩みを抱える人がそれぞれの悩みに対応した相談機関に早い段階でつながるよう普及に努めてまいります。私からは以上でございます。

事業の実施やその評価につきまして、委員の皆さまからのご意見をお聞かせいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○築田会長

はい、ただいま説明がありました。この件に関しても、事前に質疑の照会をしましたが、特に質疑はございませんでしたが、事務局の説明を受け何か質疑はございませんか。質問のある方はお願いします。

私から2点ほどよろしいですか。先ほどの資料2の決算の概況のところ、4ページ医療費通知の送付のところ、年2回実施をしている。圧縮はがきによってということですがけれども、2回目の案内がもう少し早くならないのか。確定申告に使われている方がいて、なくて困るという話を聞く。その点が一点と、それからもう一点は今の資料3の1ページ、特定健康診査受診勧奨事業の対象者の実施案内は100%と言っていますけれども、受けている方が少ないという現実。私の妻のところにも来ますけれども、結局定期的にクリニックに通っていて受診しているものですから、3か月に1回血液検査をするということがクリニックでやられている。同じようなことが特定健診ではやられるので、特定健診を受けない

という例が多い、あるいは高齢者で病院にずっと入っていて特定健診の案内をもらっても健診を受けるような話にならないという現実がある、その辺りの2点をどのように考えているか教えていただきたい。

○事務局（中野主査）

医療費通知の関係なんですけれども、そういう目的もあるというのはこちらでも認識しているので、できるだけ使えるようにということでも考えているのですけれども、医療費の請求が2か月遅れという部分もありまして今の2回、配っている時期となっていますが、もし早くできるものであれば確認して検討していきたいと思います。

○事務局（新井田主任保健師）

次に、健康診査の受診率のことでしたが、被保険者の中でも通院されている方が多くいるということは私たちとしても認識しており、国民健康保険としては定期的に病院に受診されている方へ情報提供事業制度というものへのご協力をお願いしているところであります。情報提供事業制度というものは、定期的に病院やクリニックに通院されていて、特定健康診査と似たような検査項目、採血などを行っている方に対してその情報を医療機関から石狩市の国民健康保険に提出していただくことで、特定健康診査を受診したとみなすことができる制度のことで、です。ですので、定期的に受診していたり、お薬を飲んでいたりする人にとっては、再度の特定健康診査の受診というのは不要な部分もあると思いますので、そういった情報提供事業制度の活用を周知していくということに力を入れております。具体的には、年に2回送付しているはがき、そのはがきを送るときに定期的に生活習慣病などで通院している方に対しては、情報提供事業制度を勧めるように周知しており、他に令和3年度からは市内の医療機関の先生方にご協力いただいて、定期的に通院している方に対してクリニックや病院に来たときに、情報提供事業の活用を勧めていただいたり、定期的に通院している人に対して、情報提供事業制度を勧奨することに特化したはがきを送らせていただいたり、そういった事業をしまして、年々情報提供事業の数が増えてきているところであります。これからも周知・啓発に努めてまいりたいと思っております。私からは以上です。

○築田会長

皆さんの方からありませんか。

○堀内委員

国民健康保険税のところで、減少しているところはあくまでも、後期高齢者に移行している部分が、一番原因が多いのでしょうか。それとも転出している部分が結構多いのでしょうか。その辺はどうでしょうか。要するに8千万円くらい減っているのは、後期高齢者に移行していることが、すべて出ているということでしょうか。

○事務局（中野主査）

この3、4年がちょうど石狩市の人口割合としても後期高齢者に移行する方が多い時期となっています。あと2年くらいが多い時期かと思っております。

○堀内委員

国民健康保険税が8千万円減っているけれども、これがすべて保険の財政の黒字化になっているということですか。

○事務局（中野主査）

保険給付費は、医療費に対して交付金がイコールとしてほとんど入ってくる。保険給付費というより、その下の国民健康保険事業費納付金、5ページの保険給付費の内訳の下に国民健康保険事業費納付金があるのですけれども、そちらの方が北海道でそれぞれの市町村に決めてきている、保険給付費と同じ意味合いになってきますけれども、そちらの方の計算の仕方が毎年毎年変わるもので、保険給付費との兼ね合いもあり国民健康保険事業費納付金の額は減少してきている。それについても、保険給付費が減ってきているので納付金も減ってはきているけれども、減っていき方は保険給付費の下がり方はピークで

すけれども、北海道に収める納付金については、北海道の中で考えていくので、これだけ石狩市が減っているからその分イコールで減っていくということが難しい。保険給付費がこれだけ減って、国民健康保険税もこれだけ減ってきているから、割合によって保険税をいくらにといったことが、給付費とイコールでないところが難しいところです。

○堀内委員

この傾向が続くことは、国民健康保険事業にとっては、良いことなんですか。将来的にこの形というものは。特に石狩市は70歳以上が多くこの4年くらいは。この状況は国民健康保険事業にとってどのようなことなのでしょう。

○事務局（新関課長）

見通しをお示しするのは、正直難しいというのが答えにはなってしまいます。と言いますのも、後期高齢者の比率が増えてくると別制度の後期高齢者医療保険制度が今以上に単独では医療費を賄えなくなります。というのも、後期高齢の人たちの年金などからの徴収可能な収入額では、医療費を支えきれない構造になっている。そこで、国保、その他の健康保険の保険者が負担するのが、いわゆる保険料に賦課される後期高齢支援金というもの。それで、被保険者が後期高齢者医療制度の方に移行していくと、保険者、国保や政管健保も全部そうですけれども、後期高齢者支援金分がますます多く必要になってくる。そうすると税額も上げていかなければならないということで、ご質問、疑問に思われるところは分るのですけれども、国保事業としてどうかということについては構造的に見通しとしてお示しするのが非常に難しいというのが現状です。

医療費も、昔の国保であれば、それぞれの自治体がそれぞれかかった医療費を医療機関に間接的に支払うというシンプルな形だったのですが、都道府県化されてからは、支払うべき医療費の金額に対し、イコールの金額が北海道から収入される形となっている。そしてこの医療費自体の現金でのやりとりは実際には行わない仕組みで、石狩市はこれだけ医療費がかかっているという形が金額として見えるだけ。実際の医療費は北海道から間接的に医療機関に支払われますが、それに充てるための主たる財源が、それぞれの市町村に課せられる事業納付金というもの。各自治体に対して、おたくの自治体は、来年度はこの金額を払ってくださいと、毎年12月以降に北海道から示される。実際の医療費を保険税では賄えない小さい町村と、札幌圏のように大きいところとでは状況が異なるなど、それぞれの市町村で大きく違いがあるので、北海道で一括して、北海道の全部の医療費を賄う額を、国からの収入や基金を活用するなどしつつ、個々の自治体の国保会計が破綻しないように複雑な調整をして、そちらの市はこれだけ払ってください、と毎年、それぞれの市町村の事業納付金額が示されます。この事業納付金を賄うのが国保税。その時点で翌年度の市の国保税がいくら必要かというのを、我々は計算するのですけれども、北海道から示された金額が税収見込みよりも大きければ、税率を上げなければならない、逆に少ないとなれば、税収等の余剰分を基金に積むことができるという形です。そういうことで、変動的な要素が大きいことから、現状の国保の被保険者が減り、会計規模も小さくなり医療費も減っている状況が、市の国保事業の見通しとしてどうかというのは、なかなか現時点では見えないというのが実情であります。ただ、都道府県化したときに納付金という制度ができて、それが一気に税率の大幅な値上げにならないように、北海道が納付金を段階的に一定程度減らしてきていた。その部分が毎年の黒字に繋がっていた。ただ、この経過措置の期限が昨年度で終わり、今年度以降は予算を組むときに、減額のされていない事業納付金を国保税収入で負担しなければならないので、この先どうなるか。今の税率で賄えるのかという、石狩市の国保会計の本来の体力が今年度決算以降に見えてくるのだと思います。

○築田会長

よろしいですか。他に質問のある方いらっしゃいますか。はい、高松委員。

○高松委員

データヘルス計画の2ページ目の③、糖尿病性腎症重症化予防事業ですけれども、こちらの対象者が

263 名ということですが、具体的にこういった病気の方々が対象になられているのか知りたいということと、先ほど会長がおっしゃられていたとおり、受診されていればそちらのクリニックなどで、いろいろな指導などを受けて、療養されているところだと思いますけれども、それにプラスしてこういった事業をされているということなのですが、20%以上の方に受診していただきたいという目標ということですが、こういった形で20%なのかということ。また、4名という参加者ですが、そうなるってこの成果目標というところも70%以上などいろいろあったとしても、4分の2で50%とか、パーセンテージでいうとなかなか難しいところであると思うので、この辺りを今後どのようにされていく方針かということも、もしあれば教えていただきたいと思います。

○事務局（新井田主任保健師）

糖尿病性腎症重症化予防事業についてですが、今回のプログラムの参加対象者の病気については、糖尿病性腎症のⅡ期からⅣ期の方を対象に抽出し、プログラムをご案内しています。2つ目の質問にありました20%ということについては、6年間で20%に対して指導を行いたいという意図で第二期データヘルス計画を策定しておりますので、令和5年度の人数ですと、263名の対象者がおりましたので、その20%にあたる人数を6年間とおして指導を実施したいとなりますと、20%を6年で割ると単年換算でいうと3.3%の人に毎年指導すると、6年間で20%になるという計算で、指導実施率の目標としています。それに対して、令和5年度の参加者というのは4人に終わってしまったということですが、対象者の参加者について、案内文の送付のほかに、市で電話番号を把握している方に対しては、全員に電話勧奨させていただきましたが、残念ながら令和5年度は4人の参加のみという形に終わっています。データヘルス第二期が始まった6年前は参加者が10名ほどおりましたが、年々減少傾向にあり、令和5年度は4人となっております。他にも糖尿病で治療中の方に対して病院の方からアプローチをしてもらい参加を促していただくということを令和3年度から取り組めないかということと、市内の医療機関に相談した経緯もありますが、それは残念ながら病院から進めるというのは診療のこともあるので難しい、と言われまして、石狩市としては参加勧奨という形ではできる限りのことはしていると考えています。では、できることは何なのかというと、このプログラムに参加する方にとってより良いものにするということが大事であり、これが魅力あるプログラムであるということを伝えることができるようになるということが一番重要と感じているところでありまして、令和6年度からはプログラムをさらに魅力あるものにするために、6か月のプログラムを終了した方に対して、翌年以降のフォローアップというものを実施しております。終わった方の最終面接のときに、次年度以降のフォローアップを希望するかを確認させていただいて、希望した方に対しては次年度以降も専門職による電話や訪問によるフォローアップをすることといたしました。今後もプログラムに参加した方が、参加して良かったと思えるようなプログラムにしていくよう努力していきたいと考えているところです。以上です。

○築田会長

よろしいですか。

○高松委員

療養中なので必要なくて参加しないという人たちなのか、必要はあるけれども参加してもらえていないのか、アンケートのようなものがあると、既にしていて重複するから不要という方がたくさんいらっしゃる、事業としてそこまでしないという言い方はおかしいですが、充足していると言えるのかなと思います。もしそれが、折角、魅力があるのに伝えることが今おっしゃられた内容でうまく伝わってなかったということであれば、少し勿体ないなというところもあったので、その辺りの確認というのが何かできていいのかなと思うのですが。

事務局（新井田主任保健師）

プログラムに参加していただけない理由ですが、電話がつながった方については、お断りされた理由を聞いている方もいるのですが、その中には大変意識が高くて、先生や病院の栄養士さんと連携

を取りながらしているので私には必要ないという方も一定数いらっしゃいました。ほかには、働いているから時間が取れないという方も残念ながらいました。また、フォローアップなどを充実していくことで、その人にとって、「うまくいくかも」と思ってもらえるようなものにしていきたいと考えています。

○築田会長

よろしいですか。他に質問のある方いますか。それでは他に質問がなければ、「令和5年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」と、「令和5年度石狩市国民健康保険データヘルス計画実施について」の説明と質疑を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

以上で本日の議事は全て終了しました。そのほか、事務局から何かございますか。

○事務局（新関課長）

次回の運営協議会の開催についてですが、今年度については特に新たな審議案件もありませんことから開催予定はございませんが、12月中旬に北海道より仮係数にて示される次年度の国保事業費納付金と、それに伴い、本市にて必要な国保税額を算定し、次年度の税率改正の可否を判断することとなりますことから、税率改正審議を、今年度の運営協議会にてお諮りするかについては現時点では未定となっておりますことをご了承願います。もし開催が必要となりました際には、委員の皆さまにご案内をさせて頂きたいと存じますので宜しくお願いいたします。以上です。

○築田会長

ただいま事務局から説明等がありましたが、確認したい事項などあればお願いします。ありませんか。

それでは、これにて令和6年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会を閉会いたしたいと思います。ご協力ありがとうございました。皆さま大変お疲れ様でした。

閉 会（19：35）

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年9月27日

会 長 築 田 敏 彦 ⑩

署名委員 松 永 雅 和 ⑩

署名委員 西 本 真 典 ⑩